

紙類の判断の基準等の見直しに関する対応について（案）

1. 年賀再生はがきの古紙パルプ配合について

去る 1 月 8 日に日本製紙が製造している「年賀再生紙はがき」用紙において、古紙パルプ配合率が日本郵政の発注仕様である 40%をはるかに下回る配合率（1～5%程度）であることがテレビ報道され、日本製紙がその事実を認めるに至り、所管の経済産業省、発注者の日本郵政が事実確認を行っているところである。

我が国業界第 2 位の製紙メーカーのこうした製品の偽装ともいえる事態が発覚したことは、事業者の自主的宣言によって特定調達物品等であると判断してきたグリーン購入法の運用の根幹を揺るがす大きな問題であり、極めて遺憾である。これまで国等の機関においては、グリーン購入法の基本方針に基づき、古紙利用の推進を図ってきたところであるが、このような事態を受け、関係省庁と連携し事実確認を行った上で、今後の対応方針を検討する必要があることから、そのために少なからず期間を要するものと考えられる。

2. 当面の対応について

こうした状況を踏まえ、紙類の判断の基準等の見直しに関する当面の対応としては、以下のとおりとしたい。

（1）判断の基準等の見直し案について

第 2 回検討会における検討結果及びパブリックコメントによる意見募集結果を踏まえ作成した資料 4 別紙 1.（2）に示した案（コピー用紙に係る判断の基準等を示したもの）を判断の基準等の見直し案とし、検討会で議論していただきたい。

（2）閣議決定について

平成 20 年度の調達に当たっての基本方針は、国等の機関における調達方針の策定、地方説明会の日程等を勘案すると、遅くとも 2 月上旬までに閣議決定を行う必要がある。しかしその時点において、事実関係の調査等が終了することは困難であると考えられることから、2 月上旬を目途に行う閣議決定においては、紙類に係る判断の基準等の見直しは行わないこととしたい（現行の判断の基準のまま閣議決定）。

(3) 紙類の判断の基準等の見直し時期について

現段階においては、確実な目途を示すことは困難であるが、関係省庁の調査結果を踏まえ、可能な限り早い時期に、紙類の判断の基準等の見直しに係る閣議決定を行いたい。